

伊万里市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第24号

伊万里市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊万里市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第15条の7第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

「別紙」

第2条 伊万里市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第15条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊万里市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第15条の4第2項及び第3項並びに15条の7第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の伊万里市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。